

改正

平成21年2月23日

創価大学附属図書館電子化資料利用内規

(趣旨)

第1条 創価大学附属図書館（以下「図書館」という。）利用規程（以下「利用規程」という。）第32条に基づき、電子化資料（以下「資料」という。）の利用について、この内規を定める。

(利用できる者)

第2条 創価大学附属図書館規程（以下「図書館規程」という。）第8条第3項に規定した資料を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に定める者とする。

(1) ネットワーク型資料は、本学教職員及び学生の内、本学のネットワーク利用を許可された者に限る。

(2) パッケージ型資料は、本学の教職員及び学生とする。

(利用)

第3条 利用者は、学内に設置しているパソコンで資料を利用できる。なお、提供元が学外からのアクセスを認める資料については、第2条第1項第1号で規定した利用者に限り自宅等から利用をすることができる。

2 資料を利用するためにアクセス認証が必要な場合は、図書館に所定の申し込みをするものとする。

(遵守事項)

第4条 利用者は、情報を利用するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 教育・研究及びその支援に関連する目的以外に利用しないこと。

(2) 著作権者又は提供元等の定める利用条件に違反しないこと。

(3) 機械検索（ロボット検索）や資料の大量のダウンロード及びプリントアウトをしないこと。

(4) アクセス認証に伴う利用者番号やパスワードは、厳重に保管し、みだりに第三者に提供しないこと。

(5) 利用資格のない者に、資料を利用させないこと。

(6) 資料を部分的にダウンロードしたもの及びプリントアウトしたものについては、第三者にファイル転送又は譲渡をしないこと。

(7) 資料にアクセスする場合は、許可されているアクセス方法によってのみアクセスすること。

(8) 著作権又はプライバシーを侵害しないこと。

(9) その他法律及び図書館諸規程を遵守すること。

2 資料の利用にあたり、利用者と第3者との間でトラブル又は損害が生じた場合は、利用者本人の責任において損害賠償の責を負うものとする。

(違反者に対する措置)

第5条 図書館は、本内規に違反すると判断した者に対し、利用規程第16条を適用する。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、図書館運営委員会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月23日）

この内規は、平成21年4月1日から施行する。